

## 能登町キャラクター使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、能登町キャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザインの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、次の各号に掲げる町が定めたイメージキャラクターの基本デザイン及びその展開デザイン（別図）のことをいう。

- (1) 能登町イメージキャラクター のっとりん
- (2) 巨大イカのモニュメント イカキング

### (著作権)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は町に帰属し、そのデザインを無断で複製、改変、切除、二次使用してはならない。

### (キャラクターの使用)

第4条 営利を目的とする場合を除き、何人もキャラクターを利用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 能登町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) キャラクターのイメージや品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

### (使用範囲)

第5条 営利を目的としてキャラクターを使用できる範囲は、次の各号に定める商品及び、

そのパッケージ、当該物品の広告物等とする。

- (1) 町の地場産品を使った商品
- (2) 町内の事業所で製造又は加工された商品
- (3) その他町長が認めた商品

(申請)

第6条 前条に該当する営利を目的として使用する場合には、あらかじめ町長による承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、能登町キャラクター使用申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 企画書等の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(承認)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その申請の内容を審査し、適正と認めた場合は使用の承認（以下「使用承認」という。）を行い、申請者に能登町キャラクター使用承認書（様式第2号）により通知する。

2 町長が必要と認めるときには、前項の使用承認に際して、キャラクターの使用方法等についての条件を付することができる。

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第9条 使用承認期間は、承認日から3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用上の遵守事項)

第10条 キャラクターを使用する者は、使用に際して次の各号に定める事項を遵守しなけれ

ばならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用すること。
- (3) キャラクターを使用した製作物等を商標登録しないこと。

(違反等に対する取扱い)

第11条 キャラクターを使用している者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反したときは、町長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、町長はその責めを負わない。

(責任の制限)

第12条 使用者がキャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町長は損害賠償、損失補償その他法律上の責めを負わない。

(使用承認の状況等の公表)

第13条 町は、キャラクターの使用承認の状況等について、能登町キャラクター商品販売実績報告書（様式第3号）により調査し情報を公表することができる。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに係る必要事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(能登町イメージキャラクター使用取扱要領の廃止)

2 能登町イメージキャラクター使用取扱要領（平成24年能登町告示第70号）は、廃止する。